

委託契約書

- 1 委託業務の名称 岩手県県北家畜保健衛生所廈清掃業務委託
- 2 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 委託業務の実施場所 岩手県九戸郡軽米町大字山内第23地割9-1
(岩手県県北家畜保健衛生所)
- 4 委託料 金_____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金_____円)
- 5 契約保証金 金_____円

岩手県(以下「発注者」という。)と _____(以下「受注者」という。)とは、上記の業務を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、発注者から委託を受けた業務(以下「委託業務」という。)をこの契約書及び別紙「清掃業務委託基準仕様書」に基づいて誠実に履行するものとする。
(実施に関する指示)

第2条 発注者は、受注者に対して、委託業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

2 受注者は、委託業務の実施に関し、必要があると認める場合は、発注者の指示を受けるものとする。

(委託業務の内容の変更及び中止等)

第3条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、発注者、受注者協議して書面により定めるものとする。

(完了報告及び検査)

第4条 受注者は、毎日の委託業務が完了した都度、清掃業務完了報告書(任意様式)を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、各月の委託業務が完了したときは、遅滞なく「委託業務完了報告書」(様式第1号)を発注者に提出しなければならない。

3 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務の完了の確認のための検査を行わなければならない。

4 受注者は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられた場合は、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合において補正後の完了

を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

5 每日の委託業務が完了した都度提出する清掃業務完了報告書により、発注者の確認を受けている場合は本条の検査を行ったものとみなす。

(委託料の請求及び支払)

第5条 発注者は委託料を受注者の請求により次のとおり毎月支払うものとする。

月額 円

2 発注者は、前項の規定による書類を受理した場合は、その日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に委託料を支払うものとする。

(遅延利息)

第6条 発注者は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から支払いする日までの日数に応じ、当該未払い額につき年 % (注1) の割合で計算した遅延利息を受注者に支払うものとする。

注1 令和7年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

(違約金)

第7条 発注者は、受注者が自己の責めに帰すべき理由により、毎日の業務を欠いた場合は、当該日1日につき契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき、年 % (注1) の割合で違約金を徴収する。

注1 令和7年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

(履行の追完)

第8条 発注者は、受注者が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、受注者に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(履行の催告)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づき発注者が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき発注者が求める報告を拒み、又は第2条若しくは第4条第4項の規定による発注者の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

(発注者の解除権)

第 10 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により、委託業務の実施を継続する必要がなくなったとき。

(2) 受注者が、委託業務を実施できなくなったとき。

(3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づいて発注者が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて発注者が求める報告を拒み、又は第 2 条の規定による発注者の指示に従わなかったとき。

(4) 受注者が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者

がこれに従わなかったとき。

(6) その他発注者が必要と認めるとき。

(受注者の解除権)

第 11 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 委託業務の変更に伴い、委託料が当初の委託料の 3 分の 1 以下となるとき。

(2) 第 3 条第 1 項の規定による委託業務の中止期間が履行期間の 2 分の 1 を超えたとき。

(3) 発注者が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。

(契約解除の場合における委託料の返還)

第 12 条 受注者は、第 10 条の規定によりこの契約を解除された場合において、すでに委託料の支払いがなされているときは、発注者の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 受注者は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを発注者の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 % (注 1) の割合で計算した延滞金を発注者に支払わなければならない。

注 1 令和 7 年 4 月 1 日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率とする。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第 13 条 受注者は、第 10 条第 2 号及び第 5 号の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた発注者の損害を賠償しなければならない。

2 発注者は、第 10 条第 6 号の規定により契約を解除した場合はこれによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。

3 前各項の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

(施設等の使用)

第 14 条 受注者は、発注者の承認を得て、発注者の施設及び設備を使用することができます。

2 発注者は、受注者に対し委託業務に必要な用水、給湯及び電力を無償で提供するものとする。ただし、受注者はその使用に当たっては、効率的な使用に留意しなければならない。

(管理者の責務)

第 15 条 受注者は、委託業務の実施に当たっては、発注者の施設及び設備について善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならぬ。

(秘密の保持)

第 16 条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(損害の賠償)

第 17 条 受注者は、自己の責めに帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(権利の譲渡等)

第 18 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合、又は信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権を譲渡した場合、発注者の対価の支払いによる弁済の効力は、発注者が会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 38 条第 2 項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第 19 条 受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

(不当介入に対する措置)

第 20 条 受注者は、受注者又はこの契約における再委託契約等の相手方が暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は、発注者に報告し、及び警察署に通報しなければならない。

(補則)

第 21 条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、発注者、受注者協議するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

発注者 岩手県

契約担当者

県北広域振興局長

印

受注者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)